

発行定日 毎週火曜日及び金曜日

# 奈良県公報

## 目次

ページ

○生活保護法に基づく医療機関の指定	一	○一般競争入札の実施 〈選挙管理委員会告示〉	五
○生活保護法に基づく施術者の指定	一	○平成十六年九月二日現在における 県の議会の議員及び知事の選挙権 を有する者の総数の五十分の一の 数並びに県の議会の議員及び知事 の選挙権を有する者の総数のうち 四十万に三分の一を乗じて得た数 と四十万を超える数に六分の一を 乗じて得た数とを合算して得た数	八
○土地改良事業の施行認可	二		
○都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧	二		
○土地区画整理事業の施行認可	二		
〈公 告〉			
○砂利採取業務主任者試験の実施	二		
○開発行為に関する工事の完了	三		
○右 同	四		八
○特定調達契約に係る落札者等の公示	五	○平成十六年九月二日現在における 県の議会の議員の選挙の各選挙区 における県の議会の議員の選挙権 を有する者の総数の三分の一の数	
○右 同	五		

## 告 示

奈良県告示第二百九十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定により、次のとおり

医療機関の指定をした。

平成十六年九月十日

奈良県知事 柿本善也

医療機関の名称	医療機関の所在地	指 定 年 月 日
あらい眼科	北葛城郡王寺町久度二一三一一	平成十六年七月一日
中井整形外科クリニック	橿原市曾我町一〇五三一	平成十六年八月三日
かまた歯科医院	生駒市北大和一四一五	平成十六年八月二日
西大和眼科	北葛城郡王寺町王寺二一七一一 四 喜泉ビル四階	平成十六年七月一日

奈良県告示第二百九十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条の規定において準用する同法第四十九条の規定により、次のとおり施術者の指定をした。

平成十六年九月十日

奈良県知事 柿本善也

施術者の氏名及び住所	施術所の名称及び所在地	指 定 年 月 日
松田 成樹 御所市戸毛一〇六一七	按鍼堂マツダ 御所市戸毛一〇六一七	平成十六年七月十六日
吉原 宗彦 北葛城郡王寺町畠田四一一 三一七	吉原鍼灸整骨院 北葛城郡王寺町畠田四一一三 一七	平成十六年七月二十日

奈良県告示第二百九十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、平成十六年九月一日次の表の上欄の者から申請のあった土地改良事業の施行を認可した。

平成十六年九月十日

奈良県知事 柿本善也

申請者	事業名	地区名
大和平野土地改良区 理事長 西川 美保	大和平野土地改良区営土地改良事業（水と農地活用促進事業）	上牧地区

奈良県告示第三百号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、大和高田市から大和都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付があったので、同条第二項の規定により、奈良県土木部都市計画課において縦覧に供する。

平成十六年九月十日

奈良県知事 柿本善也

奈良県告示第三百一号

農住組合法（昭和五十五年法律第八十六号）第八条第一項の規定により適用される土地画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第四条第一項の規定により、次のとおり橿原市内膳農住土地画整理事業の施行を認可した。

平成十六年九月十日

奈良県知事 柿本善也

- 一 土地画整理事業の名称  
橿原市内膳農住土地画整理事業

二 施行者の住所及び名称

住所 奈良市大森町五七番地の三  
名称 橿原市内膳農住組合

三 事業施行期間

平成十六年九月十日から平成十七年九月三十日まで

四 施行地区

橿原市内膳町四丁目の一部

五 事務所の所在地

奈良市大森町五七番地の三

六 施行認可の年月日

平成十六年八月三十日

七 事業年度

毎年度四月一日から翌年三月三十一日まで

八 公告の方法

事務所の掲示板に掲示する。

公 告

砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）第十五条第一項の規定により、砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施します。

平成十六年九月十日

奈良県知事 柿本善也

一 試験日時及び場所

1 試験日時 平成十六年十一月十二日（金） 午前十時から正午まで

2 場所 奈良市登大路町六一二  
奈良県文化会館

二 試験科目

1 砂利の採取に関する法令

2 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）

三 受験願書の受付期間及び提出先

1 受付期間

平成十六年九月二十七日(月)から同年十月二十二日(金)まで。ただし、郵送による場合は、十月二十二日までの消印のあるものを有効とします。

2 提出先

受験願書は、知事あてとし、奈良市登大路町三〇番地奈良県生活環境部風致保全課へ提出してください。

四 提出書類

1 受験願書

砂利採取業者の登録等に関する規則(昭和四十三年通商産業省令第八十号)様式第九のとおりです。

2 写真

一枚。手札形とし、出願前六月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に、撮影年月日、氏名及び年齢を記載してください。

五 受験手数料

八、〇〇〇円(受験手数料に相当する額の奈良県収入証紙を受験願書にはり付けてください。)

六 合格者の発表

平成十六年十一月二十二日(月)(予定)とします。合格者には合格の通知をし、県庁前掲示場に合格者の受験番号を掲示します。

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県土木部建築課において閲覧できます。平成十六年九月十日

一 許可番号

平成十六年四月三十日第七二一一七六号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十六年九月二日第六〇九一号

奈良県知事 柿本善也

公共施設に関する工事の検査済証 平成十六年九月二日第三四八三号

三 開発区域に含まれる地域

御所市六二五番地ノ一、六二五番地ノ一七、六二五番地ノ三一、六二五番地ノ三三、六二五番地ノ三三、六二五番地ノ三四、六二五番地ノ三五、六二五番地ノ三六及び六二五番地ノ三七

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

吉野郡大淀町北野一三七番地ノ二〇

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 御所市六二五番地ノ一、六二五番地ノ一七、六二五番地ノ三一及び六二五番地ノ三七

下水道 御所市六二五番地ノ一、六二五番地ノ一七、六二五番地ノ三一及び六二五番地ノ三七の各一部

一 許可番号

平成十六年六月十日第七四一一二二号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十六年九月二日第六〇九五号  
公共施設に関する工事の検査済証 平成十六年九月二日第三四八五号

三 開発区域に含まれる地域

北葛城郡新庄町大字疋田二八二番地ノ一、二八三番地ノ一及び二八四番地ノ三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大和高田市西町三番地ノ二九  
株式会社末裕住建 代表取締役 山下栄行  
北葛城郡新庄町大字疋田六八六番地ノ二

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 北葛城郡新庄町大字疋田二八二番地ノ一、二八三番地ノ一の各一部及び二八四番地ノ三  
下水道 北葛城郡新庄町大字疋田二八三番地ノ一の一部

水路 北葛城郡新庄町大字疋田二八三番地ノ一の一部

一 許可番号

平成十六年六月十六日第七四一三九号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十六年九月二日第六〇九二号

三 開発区域に含まれる地域

香芝市北今市三丁目一四二番地ノ一、一四二番地ノ三、一四二番地ノ五、一四二番地ノ六及び一四三番地ノ二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市三条大宮町一番五号  
奈良日産自動車株式会社 代表取締役 谷口升太

一 許可番号

平成十六年七月九日第七四一三六号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十六年九月二日第六〇九四号

公共施設に関する工事の検査済証 平成十六年九月二日第三四八四号

三 開発区域に含まれる地域

北葛城郡新庄町南道穂一三〇番地ノ二、一三三番地ノ二及び一三三番地ノ三  
開発許可を受けた者の住所及び氏名

四 大和高田市西町三番地ノ二九

株式会社末裕住建 代表取締役 山下栄行

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 北葛城郡新庄町南道穂一三〇番地ノ二の一部、一三三番地ノ二の一部及び一三三番地ノ三  
下水道 北葛城郡新庄町南道穂一三〇番地ノ二、一三三番地ノ二及び一三三番地ノ三の各一部

水路 北葛城郡新庄町南道穂一三〇番地ノ二の一部

一 許可番号

平成十六年七月二十八日第七四一五八号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十六年九月一日第六〇九〇号

公共施設に関する工事の検査済証 平成十六年九月一日第三八八二号

三 開発区域に含まれる地域

天理市西井戸堂町四二六番地ノ一、四二七番地ノ一及び四二八番地ノ一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

天理市西長柄町一四九番地  
カヤマ興産 代表 加山光夫

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 天理市西井戸堂町四二六番地ノ一、四二七番地ノ一及び四二八番地ノ一の各一部  
下水道 天理市西井戸堂町四二六番地ノ一、四二七番地ノ一及び四二八番地ノ一の各一部

各一部

一 許可番号

平成十六年八月二十日第七四一八二号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十六年九月二日第六〇九三号

三 開発区域に含まれる地域

香芝市穴虫五六番地ノ四、六五番地ノ五、六七番地、六八番地ノ一及び六九番地ノ一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府吹田市江の木町一番一号  
株式会社タカスグローバルマンション 代表取締役 安田節男

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。  
なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県桜井土木事務所において閲覧できます。

平成十六年九月十日

奈良県知事 柿 本 善 也

- 一 許可番号  
平成十六年七月八日桜土第三七一五号
- 二 検査済証番号  
開発行為に関する工事の検査済証 平成十六年八月三十日桜土第五六一七号  
開発区域に含まれる地域
- 三 桜井市大字浅古二七〇番地ノ二
- 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
桜井市大字浅古一―一九番地ノ二  
株式会社奈良県中和宮總 代表取締役 原田保良

物品等又は役務の調達について、落札者等を次のとおり公示します。

平成16年9月10日

奈良県知事 柿 本 善 也

- 1 落札に係る物品等又は役務の名称及び数量  
(仮称) 奈良県立図書館 閲覧机・閲覧イス等の購入
- 2 契約に関する事務を担当する部課等の名称及び所在地  
奈良県出納局総務課  
奈良市登大路町30番地
- 3 落札者を決定した日 平成16年8月20日
- 4 落札者の氏名及び住所  
キハラ株式会社大阪支店  
大阪市淀川区木川3-4-19
- 5 落札金額 128,100,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札による。
- 7 競争入札の公告を行った日 平成16年7月9日
- 8 その他  
本契約は、奈良県議会の議決により成立します。

物品等又は役務の調達について、落札者等を次のとおり公示します。

平成16年9月10日

奈良県知事 柿 本 善 也

- 1 落札に係る物品等又は役務の名称及び数量  
県警察情報システム用サーバ等の借入れ  
県警察情報システム用サーバ21台、通信機器147台及びプリンタ57台
- 2 契約に関する事務を担当する部課等の名称及び所在地  
奈良県警察本部警務部会計課  
奈良市登大路町80番地
- 3 落札者を決定した日 平成16年8月19日
- 4 落札者の氏名及び住所  
NECリース株式会社関西支社  
大阪市中央区城見1丁目4番24号
- 5 落札金額 928,746円(リース月額)
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札による。
- 7 競争入札の公告を行った日 平成16年7月2日

### 県営水道公告

西部調整池情報伝送設備工事に伴う工事請負契約について、次のとおり一般競争入札を行いますのび、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号。以下「施行令」といいます。)第百六十七条の五第二項及び第百六十七条の六第一項の規定により公告します。

平成十六年九月十日

奈良県知事 柿 本 善 也

- 1 競争入札に付する工事の概要  
1 工事名  
西部調整池情報伝送設備工事

<p>2 工事場所 御所市櫛羅</p> <p>3 工事概要 計装盤及び受電盤更新 受電方式変更（商用单相百ボルトの追加）及びUPS設置 流量計及び水位計更新 水道管理センターとのT M子局更新</p> <p>4 工事期間 約六か月間</p> <p>二 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項 奈良県建設工事一般競争入札参加資格のうち電気設備工事の資格を有する建設業者であつて、次に掲げる条件をすべて満たし、かつ、この工事に係る競争入札参加資格の確認を受けた者のみが、この入札に参加することができます。</p> <p>1 建設業法（昭和二十四年法律第百号）第十五条の規定による電気工事業の特定建設業の許可を受けている者であること。</p> <p>2 施行令第百六十七条の四の規定に該当する者でないこと。</p> <p>3 競争入札参加資格確認時点及びその後入札執行日までの間において、奈良県の指名停止措置を受けていないこと。</p> <p>4 建設業法第二十七条の二十三第一項の規定による経営事項審査（有効期間内にある直近のもの。以下同じ。）の結果における総合評点（電気工事についての総合評点をいいます。以下同じ。）が九百点以上の者であること。</p> <p>5 建設業法第二十七条の二十三第一項の規定による経営事項審査の結果における電気工事の平均完成工事高が、六千万円以上であること。</p> <p>6 過去十年以内に、水道法（昭和三十二年法律第七十七号）に基づく浄水施設、送水施設又は配水施設の更新又は改良に係る、主要機器（計装設備の回路システム）の電気設備工事の元請施工実績を有し、当該主要機器の自社による設計及び製作ができるものであること。</p> <p>なお、外注及びO E M契約によるものは、「自社による設計及び製作」には該当しません。</p> <p>7 この工事に係る主要機器（6に記載）の据え付け、試運転調整等の現地施工がで</p>	<p>きる者であること。</p> <p>8 次の条件を満たす主任技術者又は監理技術者を、この工事を行う期間中専任で配置できること。</p> <p>(一) 一級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。</p> <p>(二) 過去十年以内に上下水道処理施設（電気設備）工事の従事経験を有する者であること。</p> <p>(三) 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の交付を受けている者又はこれに準ずる者であつて入札の申込のあつた日以前に3か月以上の雇用関係にあるものであること。</p> <p>9 次に掲げるこの入札に係る設計業務の受託者と資本又は人事面において関連がある者でないこと。</p> <p>名称 株式会社日水コン 大阪支所 所在地 大阪市淀川区西宮原二丁目一番三号</p> <p>10 会社更生法（昭和二十七年法律第七十二号）第三十条の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなします。</p> <p>11 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。</p> <p>12 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなします。</p> <p>三 競争入札参加資格の確認の手続 この工事の入札に参加しようとする者は、あらかじめ、競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」といいます。）及び競争入札参加資格確認資料（以下「資料」といいます。）を知事に提出し、競争入札参加資格があることの確認を受けなければなりません。</p>
---	--

1 申請書及び資料の様式の配布

申請書及び資料は、別に定める様式によるものとし、その様式を次により配布します。

(一) 期間

平成十六年九月十日(金)から同月十七日(金)まで(日曜日及び土曜日を除きます。)(の午前九時から午後五時(同月二十四日にあつては、午後四時)まで(正午から午後一時までを除きます。))

(二) 場所

奈良市大森町五七番地の一二  
奈良県水道局総務課(奈良県奈良総合庁舎三階)

2 申請書及び資料の提出

(一) 期間

平成十六年九月十六日(木)及び同月十七日(金)の午前十時から午後四時まで(正午から午後一時までを除きます。)

(二) 場所

三の1の(二)に同じ。

(三) 申請書及び資料の提出は、持参した場合に限り受け付けます。

(四) 提出部数は、各一部とします。

3 競争入札参加資格の確認及びその結果の通知

参加資格の確認の結果については、平成十六年九月二十一日(火)に通知します。なお、競争入札参加資格の確認を得ることができなかった者は、その理由について説明を求められます。この場合には、同月二十二日(水)までにその旨を記載した書面を奈良県水道局総務課まで持参してください。書面の提出があった場合には、同月二十四日(金)までに回答します。

4 その他

(一) 資料作成に要する経費は、提出者の負担とします。  
(二) 提出された資料は、返却しません。

四 入札説明会の開催及び設計図書等の配付

1 競争入札参加資格の確認を受けた者に対し、入札説明会を開催し、設計図書等(契約書案、入札及び契約条件、図面、仕様書その他の書類をいいます。以下同じ。

を次のとおり配付します。

(一) 日時

平成十六年九月二十四日(金) 午後二時から

(二) 場所

奈良市大森町五七番地の一二  
奈良県奈良総合庁舎一階会議室

(三) その他

配付に要する費用は、各自負担しなければなりません。

2 設計図書について質問がある場合には、その旨を記載した書面を次のとおり持参してください。

(一) 日時

平成十六年九月二十八日(火) 午前十時から午後四時まで(正午から午後一時までを除きます。)

(二) 場所

三の1の(二)に同じ。

3 2の質問に対しては、平成十六年九月二十九日(水) 午後一時から奈良県水道局総務課において回答します。

五 入札執行の日時及び場所

1 日時

平成十六年十月十二日(火) 午後二時

2 場所

四の1の(二)に同じ。

六 入札の方法等

1 入札は持参によるものとし、郵便及び電送による入札は、取り扱いません。

2 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一元未満の端数があるときは、その端数の金額を切り捨てた金額)をもって落札金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載してください。

3 入札回数は、一回とします。

七 最低制限価格

最低制限価格を設定します。

八 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

九 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

1 この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

2 虚偽の申請を行った者のした入札

3 入札心得又は入札及び契約条件に違反した入札

十 入札保証金及び契約保証金

入札保証金は、免除します。

契約保証金は、奈良県営水道契約規程（昭和四十二年六月二十日奈良県営水道企業管理規程第六号）第十九条に基づき納付してください。

十一 契約書の作成

作成を要します。

十二 予定価格及び最低制限価格の額

1 この工事の予定価格（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）は、六二、三四二、七〇〇円です。

2 この工事の最低制限価格（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）は、五二、九九〇、三五〇円です。

十三 手続きの中止

3 なお、右記1及び2については、仕様書にも記載しています。

十四 その他

入札者が一者のときは、それが判明した時点で、入札を含む以後の手続きを中止します。

十五 問い合わせ

詳細は、入札説明書によります。  
不明な点については、奈良県水道局総務課（電話〇七四二一二五―〇七七―一内線三三六）まで問い合わせてください。

選挙管理委員会告示

奈良県選挙管理委員会告示第六十五号

平成十六年九月二日現在における県の議会の議員及び知事の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに県の議会の議員及び知事の選挙権を有する者の総数のうち四十万に三分の一を乗じて得た数と四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

平成十六年九月十日

奈良県選挙管理委員会

委員長 田中義雄

五十分の一の数

二二、一八四人

四十万に三分の一を乗じて得た数と四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数

二五九、八六四人

奈良県選挙管理委員会告示第六十六号

平成十六年九月二日現在における県の議会の議員の選挙の各選挙区における県の議会の議員の選挙権を有する者の総数の三分の一の数は、次のとおりである。

平成十六年九月十日

奈良県選挙管理委員会

委員長 田中義雄

生駒郡選挙区

二二、一八一人

山辺郡選挙区

三、一二四人

磯城郡選挙区

一三、六七五人

宇陀郡選挙区

一一、一〇〇人

高市郡選挙区

四、〇八七人

北葛城郡北部選挙区

二六、八六九人

北葛城郡南部選挙区

九、三九五五人

吉野郡選挙区

一六、七一五五人

添上郡



奈良市 選挙区	九八、七三二人
大和高田市選挙区	一九、四八二人
大和郡山市選挙区	二五、三九三人
天理市選挙区	一七、九〇一人
橿原市選挙区	三三、一七九人
桜井市選挙区	一六、六二八人
五條市選挙区	九、二三六人
御所市選挙区	九、二二〇人
生駒市選挙区	三〇、四八七人
香芝市選挙区	一七、九九八人

【定価】 一か月 千五百円 一部売り 一枚につき二十円（共に送料、消費税別）

発行

奈良県

奈良市登大路町三〇  
電話 〇七四二―三二一―一〇二代

印刷

株式会社 春日

奈良市三条栄町九―一八  
電話 〇七四二―三五―七三二代

本誌は再生紙を使用しています。